２　法第二十条第一項の規定により行う臨時の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

一・二　（略）

三　基準の表中一の項、二の項、三十九の項及び四十七の項から五十二の項までの上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査は、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第一号の規定にかかわらず、省略することができること。

３～８　（略）

（準用）

第五十二条　第三条、第四条、第八条の三（第一項第三号を除く。）から第十一条まで、第十五条（第一項第三号ニ及び第四号ロを除く。）から第十七条の三（第三項第一号ロを除く。）まで、第十七条の四及び第十七条の五（第五号を除く。）から第十七条の十二までの規定は、水道用水供給事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）

（準用）

第五十四条　第三条、第十条、第十一条、第十五条から第十七条の二まで、第十七条の六及び第十七条の七の規定は、専用水道について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条～第十一条	（略）	（略）
第十五条第一項	簡易水道事業を経営する水道事業者	専用水道の設置者
	水道用水供給事業者	水道事業者、水道用水供給事業者又は他の専用水道の設置者
	（略）	（略）
第十五条第一項及び第二項～第十七条の七	（略）	（略）

２　法第二十条第一項の規定により行う臨時の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

一・二　（略）

三　基準の表中一の項、二の項、三十八の項及び四十六の項から五十一の項までの上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査は、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第一号の規定にかかわらず、省略することができること。

３～８　（略）

（準用）

第五十二条　第三条、第四条、第八条の三（第一項第三号を除く。）から第十一条まで、第十五条から第十七条の三（第三項第一号ロを除く。）まで、第十七条の四及び第十七条の五（第五号を除く。）から第十七条の十二までの規定は、水道用水供給事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）

（準用）

第五十四条　第三条、第十条、第十一条、第十五条から第十七条の二まで、第十七条の六及び第十七条の七の規定は、専用水道について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条～第十一条	（略）	（略）
（新規）	（新規）	（新規）
	（新規）	（新規）
	（略）	（略）
第十五条第一項及び第二項～第十七条の七	（略）	（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和八年四月一日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この省令による改正後の水道法施行規則（以下「新規則」という。）第十五条第一項第三号ニ及び第四号ロ（同令第五十四条において準用する場合を含む。）の適用については、施行日前に実施した水質基準に関する省令の一部を改正する省令（令和七年環境省令第十九号）による改正後の水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の表中二十の項の上欄に掲げる事項について同令に規定する環境大臣が定める方法によつて行う検査又はこれに相当する検査は、新規則第十五条第一項第三号ニ及び第四号ロ（同令第五十四条において準用する場合を含む。）の規定による検査とみなす。